

名勝庭園 無鄰菴 洋館貸し 利用規約

1. はじめに

洋館貸しは、開場時間以外を活用して、施設 1 階部分を貸し出すものです。京都ならではの、文化財という環境での下での、習い事、学会、学習会、パーティなどの利用を想定しており、高品質な庭園環境を独占的に利用できる機会を提供します。なお、利用については、通常の利用で制限しているような利用行為は同じく禁止とします。

2. 場所

洋館 1 階展示室

*ただし、飲酒に関しては、文化財保存に影響のない範囲で、洋館 1 階においてのみこれを認めます。

3. 職員の立会いについて

管理者側より 1 名を待機させ、応対などのサービス、利用状況の監視を行います。

4. 料金

基本料金：5 万円

*3 時間を超える場合は、1 時間当たり 3 万円の追加料金を徴収します。

*これ以外に、仕出し、その他サービス等の要望がある場合は、消耗品、人件費、会社経費などを加えたサービス料金を徴収します。

*文化財の保全・活用に関連する地域的・社会的貢献が考えられる利用の場合は、別途料金を検討します。

支払い方法：当日、受付窓口にて現金支払い。もしくは後日振込み。

5. 利用時間

- (1) 設営等に要する準備時間も含め開場時間以外のみの利用とします。
- (2) 基本的に 3 時間以内としますが、企画内容によっては延長も許可します。ただし、近隣に配慮し最大で 22 時までとします。
- (3) 基本的に夕方以降の利用を想定していますが、企画内容によっては早朝の利用も認めます。

6. 受付

- (1) 利用希望日の 6 か月前から受け付けます。受付期限は利用希望日の 1 か月前までとします。
- (2) 申し出を受けてから、利用希望日の 1 か月前までに、企画書（目的・時間・人数・利用概要等）の提出を求め、内容に問題がないか確認したうえで許可します。

7. 利用を許可しないもの

次のような利用はお断りさせていただきます。

- (1) 政治的・宗教的活動
- (2) 過度に暴力的・性的な表現を含むもの
- (3) ドローン（小型無人機）を使つての撮影
- (4) 暴力団の活動に利用されると認める行為
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保存に適さないと判断される行為
- (6) 安全の確保と庭園の保全のため、庭園散策は認めません。

8. 利用者に課す義務

- (1) 法令違反にあたる行為の禁止
- (2) 火気の利用の禁止
- (3) 使用権譲渡の禁止
- (4) 原状復帰の義務
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保護にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります。

無鄰菴管理事務所
指定管理者：植彌加藤造園株式会社